

第2次中期財政プラン

【埋立事業会計】



横浜市港湾局

※端数処理の関係により合計等が一致しない場合があります。

目 次

第2次中期財政プランの策定にあたって……………	1
1 第1次中期財政プランの総括……………	2
2 各事業の現状【平成17年度末】……………	4
3 第2次中期財政プラン……………	10
4 会計の健全化に向けた取組……………	12
5 計画期間における収支見通し……………	14
6 第2次中期財政プランの策定における健全化の見通し ……	15
《参考》一般会計が負担する経費……………	16

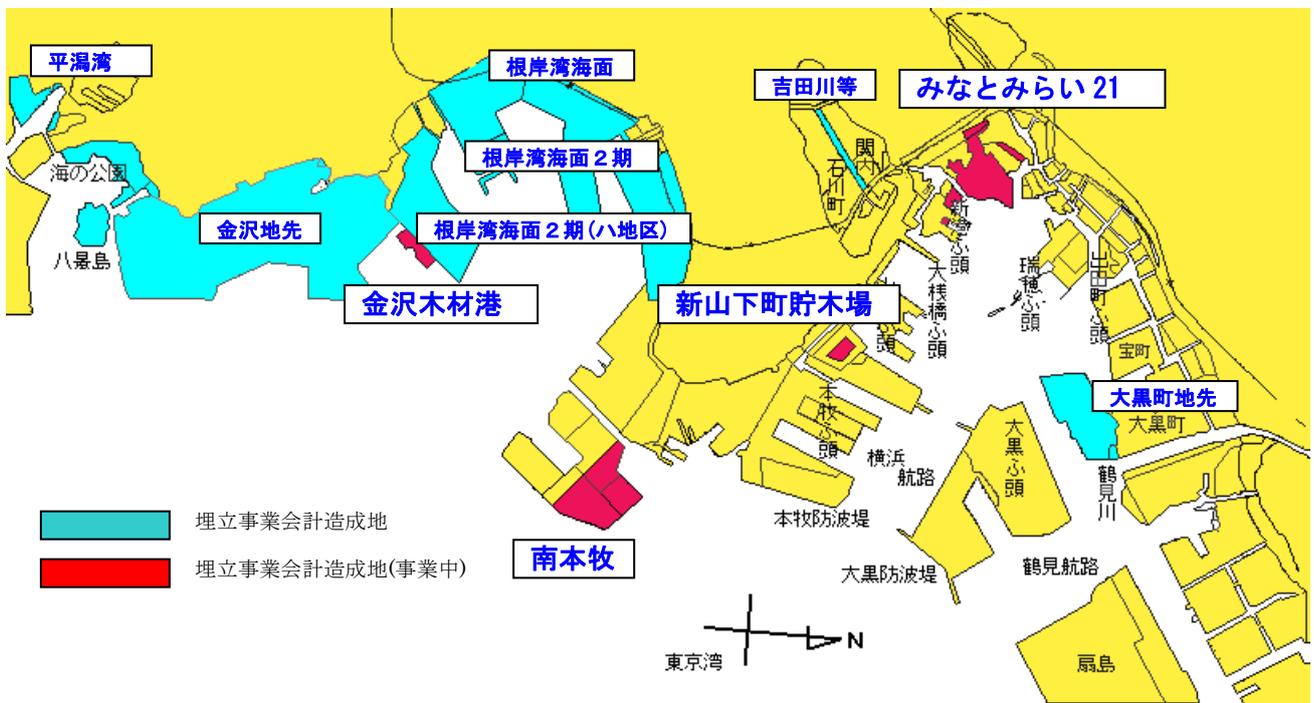
埋立事業会計 第2次中期財政プランの策定にあたって

横浜市の埋立事業は、鶴見区大黒町地先を皮切りに、根岸湾、平潟湾、金沢地先など工業用地の埋立造成を主に行い、首都圏を代表する産業集積や内陸部の住工混在の解消などに大きな役割を果たしてきました。

近年では、都心部機能の強化として「みなとみらい21地区」、多様化する物流需要への対応として「南本牧地区」、商業、業務、レクリエーション機能の集積を図るため「金沢木材港地区」や「新山下町貯木場地区」において埋立事業を行っています。

これらの事業の実施により、港湾機能や都市機能の強化といった直接的な事業目的に加え、多くの企業立地を通じた税収の確保、雇用の拡大にもつながっており、横浜の経済基盤の確立に重要な役割を担っています。

《埋立事業会計実施位置図》



埋立事業会計は、主として企業債の発行により工事費等の財源を調達し、造成した土地を売却することで企業債を償還していくことが基本的仕組みです。埋立に長期間を要することなどから、地価及び金利動向等が収支に大きく影響することとなります。

埋立期間の長期化とともに、バブル経済崩壊後の大きな地価下落といった社会経済情勢の影響を直接受け、埋立事業会計の運営は厳しいものとなり、特に造成途中である「南本牧埋立事業」については、埋立事業会計内他事業の利益等の資金を充当しても、なお600億円程度の資金不足が見込まれるなど、事業採算性を確保することが困難な状況にあり、一般会計からの支援が不可欠となりました。

このような状況から、埋立事業会計では、平成16年度から平成18年度を計画期間とする「中期財政プラン」を策定し、経営体質の強化、会計の健全化に努めてまいりました。

近年、地価の下げ止まり傾向など社会経済情勢に回復の兆しが見られますが、埋立事業会計を取り巻く状況は依然として厳しいものがあり、引き続き、土地処分を積極的に進め、会計の健全化に取り組んでいくことが必要です。

このような環境変化に的確に対応し、埋立事業の経営の健全化を図っていくため、「第1次中期財政プラン」の基本方針を継続した「第2次中期財政プラン」を策定し、プランを着実に実行することにより、会計の健全化に引き続き取り組みます。

1 第1次中期財政プランの総括

埋立事業会計の収支状況については、埋立期間の長期化とともに、バブル経済崩壊後の大きな地価下落といった社会経済情勢の影響を直接受け、引き続き厳しい状況が続いています。

会計を取り巻く厳しい環境に対応するため、平成16年度に策定しました「中期財政プラン」において、「土地活用率 80%」、「土地処分等で償還すべき企業債残高 2,000億円以下」という具体的な数値目標を定めて健全化に取り組んでいます。

計画期間中における達成状況は、以下のとおりとなる見込みです。

(1) 土地活用率【目標 ⇒ 80%以上】

土地処分の促進による収入の確保及び地区の賑わい創出を図るため、事業中の4地区（みなとみらい21、南本牧、金沢木材港、新山下町貯木場）における土地活用率を平成18年度までに80%以上に引き上げることを目標として掲げ、取り組んできています。

平成18年度末の活用面積は、公募を行ったものの契約に至らなかったみなとみらい21において予定どおりに処分及び土地活用が進まなかったことなどにより、54.0haの目標に対して50.7haに止まり、この結果、土地活用率は75%となる見込みです。

$$\text{活用率} = \frac{\text{処分面積（売却+普通借地【30年間】）+事業用定期借地}}{\text{処分予定面積}}$$

◎ 土地活用状況（第1次中期財政プラン）

地 区	計画での目標		実績（見込み）		増減理由
	活用面積	活用率	活用面積	活用率	
MM21	27.4ha	75%	25.2ha	69%	公募したが契約に至らなかった
南本牧	13.5ha	92%	11.4ha	79%	工専用ヤードとして使用
金沢木材港	9.0ha	100%	9.0ha	100%	
新山下	4.1ha	56%	5.2ha	67%	区画道路を取り止め、大規模区画化して売却
合 計	54.0ha	80%	50.7ha	75%	

○ 土地活用実績・見込み（第1次中期財政プラン期間）

地 区		平成16年度		平成17年度		平成18年度決算見込み		計
		街 区	面 積	街 区	面 積	街 区	面 積	
MM21	売却					4街区	0.6ha	0.6ha
	定期借地	53街区	0.7ha	61街区	0.9ha			1.6ha
MM小計			0.7ha		0.9ha		0.6ha	2.2ha
南本牧	売却	3社	7.1ha	4社	4.2ha			11.3ha
金沢木材港	売却	拡張用地	0.1ha	2期地区	3.7ha			3.8ha
新山下	売却			物流B	0.9ha	物流A	3.8ha	4.7ha
合 計			7.9ha		9.7ha		4.4ha	22.0ha

(2) 企業債の着実な償還 【土地処分等で償還すべき企業債残高（目標 ⇒ 2,000 億円以下）】

土地処分については、みなとみらい21地区では計画どおりに処分を進めることができませんでしたが、南本牧等における土地売却代金が一括納付されたことによる年度内収入の増や事業費の縮減などにより、目標である2,000億円以下とすることができます。

○ 平成18年度末企業債未償還残高見込み (単位：億円)

	MM21	南本牧	金沢木材港	新山下	合計
未償還残高	1,046	1,897	12	1	2,956
うち土地処分等で償還	1,025	939	12	1	1,977

平成15年度末企業債未償還残高 (単位：億円)

	MM21	南本牧	金沢木材港	新山下	合計
未償還残高	1,180	2,148	42	9	3,378
うち土地処分等で償還	1,149	1,213	42	9	2,413

※ 未償還残高全体と土地処分等で償還するものの差は、一般会計の事業にかかる未償還残高です。

(3) 土地売却収入の確保

新山下地区物流ゾーン（3.8ヘクタール）の売却にあたり、価格競争を行い、約8億円の収入増を図れる見込です。 【予定価格 44億円 ⇒ 落札価格 52億円】

(4) 総事業費の圧縮

ア 工事費の縮減

各事業における残工事について徹底的な見直しを図り、これまでの見直しや物価変動も含め、計画工事費（平成15年度時点）から約400億円削減することとしており、計画期間中では、金沢木材港地区の緑地整備水準の見直しや、新山下地区において区画道路の整備を取りやめ大規模区画として売却するなど、工事費の縮減とともに収入の確保に努めました。

イ 管理運営費の縮減

処分予定地の売却、公共用地の所管換等を進めることや、効率的な執行により、平成17年度末で管理運営費を約60%縮減しました。

(5) その他

平成18年度までに処分を完了させる予定で進めている、完成土地（根岸、金沢地先）の保有地については、処分完了の予定です。

2 各事業の現状【平成17年度末】

(1) 南本牧埋立事業

南本牧は、全体217ヘクタールのうち臨海部土地造成事業による造成計画面積は92.6ヘクタールであり、現在、第1ブロックの24ヘクタールが竣工し、このうち土地利用が可能な14.4ヘクタールについて処分を進めており、平成16、17年度に11.4ヘクタールの処分を行いました。

南本牧埋立事業は、護岸建設及び基盤整備等を臨海部土地造成事業で行い、埋立土砂等の受入や地盤改良等は土砂投入料金で賄うといった枠組みで行っています。また、第2ブロックについては廃棄物最終処分場として利用しており、そのために必要な護岸に遮水性機能を持たせる費用は一般会計で負担しています。なお、第5ブロックについては、区域の約6割に相当する31.1ヘクタールを廃棄物最終処分場として利用することとなり、臨海部土地造成事業で施工した当区域の護岸建設等に要した企業債の償還は一般会計が負担しています。このため、処分場として利用する土地は埋立事業会計で処分を行わず、一般会計に帰属させることとしています。

臨海部土地造成事業としては、工事費のうちで大きな比重を占める護岸建設が概ね完了し、工事の進捗率は96%と、ほぼ投資を終えている状況です。しかしながら、公共建設発生土の減少などによる事業期間の長期化に伴う公債諸費（企業債利息等）の増加、大幅な地価下落などにより事業採算性を確保することが困難となり、埋立事業会計内で補填した後、さらに収支不足が見込まれる状況です。

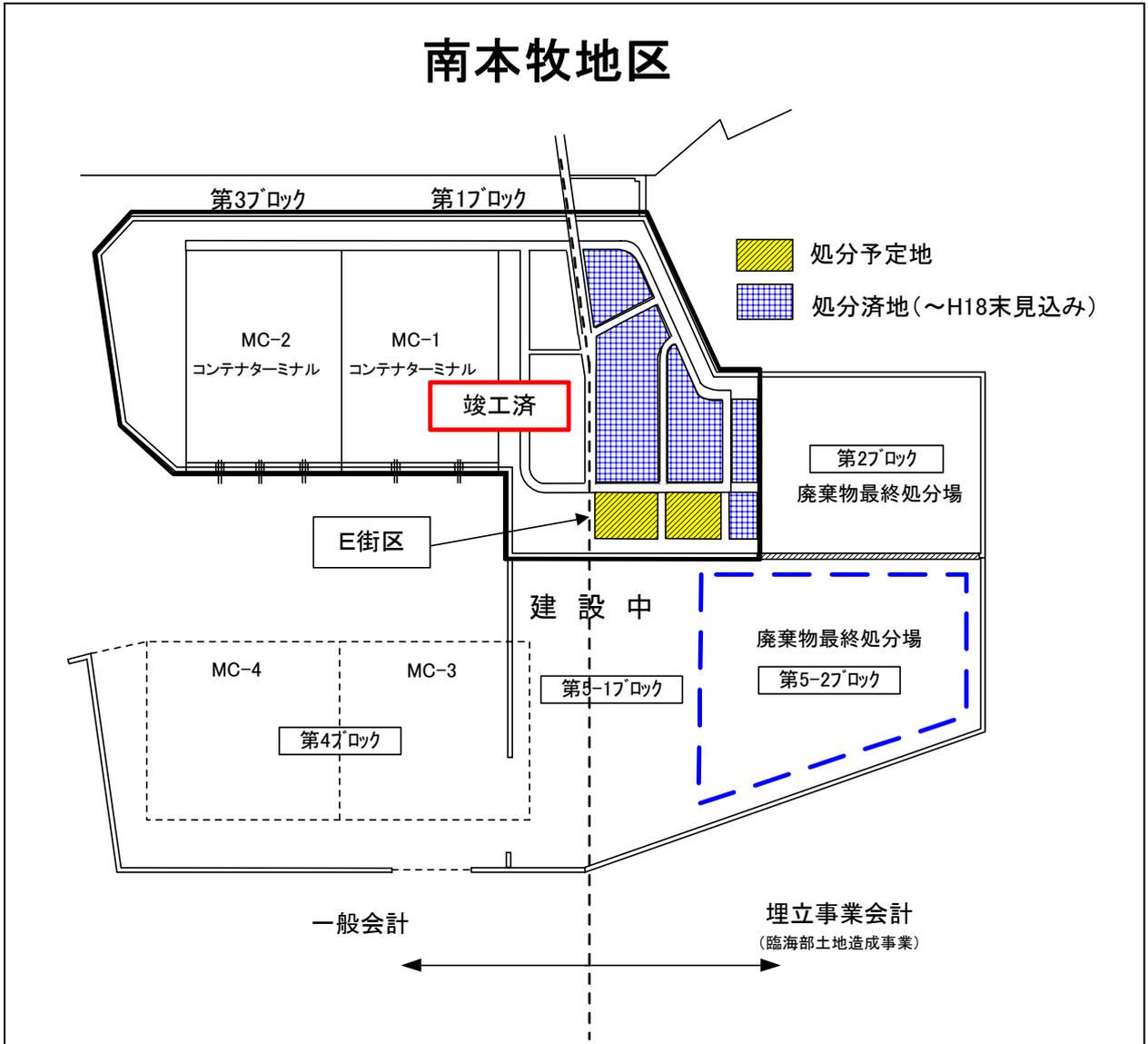
なお、収支不足額に対する一般会計からの支援については、平成16年度に八景島の所属替を行うなど、平成17年度までに所属替代金の一部として40億円を受入れました。

◎ 臨海部土地造成事業収支表

(単位：億円)

支出項目	計画事業費	H17までの実績	収入項目	H17までの実績
		(96%)	南本牧事業収入	203
工事費	1,516	1,455	土地売却収入	110
補償費	189	189	第5ブロック負担金	0
管理費	47	24	雑収入	93
公債諸費	1,678	927	会計内他事業利益	392
合計	3,430	2,595	合計	595
			一般会計支援	(40)

南本牧地区



(2) みなとみらい21埋立事業

みなとみらい21地区では、土地造成等を行う臨海部土地造成事業以外に、港湾整備事業を行っています。港湾整備事業とは、本来、一般会計の事業ですが、同地区内で行われる当該事業については、埋立事業会計の中で整理しており、事業を行うため借り入れた市債の償還を行っています。この償還に伴う経費については、元利償還の時期に合わせて一般会計から補助金を繰り入れています。

臨海部土地造成事業である用地造成、道路・下水等の基盤整備については、平成17年度末で99%の進捗率となり、概ねの投資が終了しています。

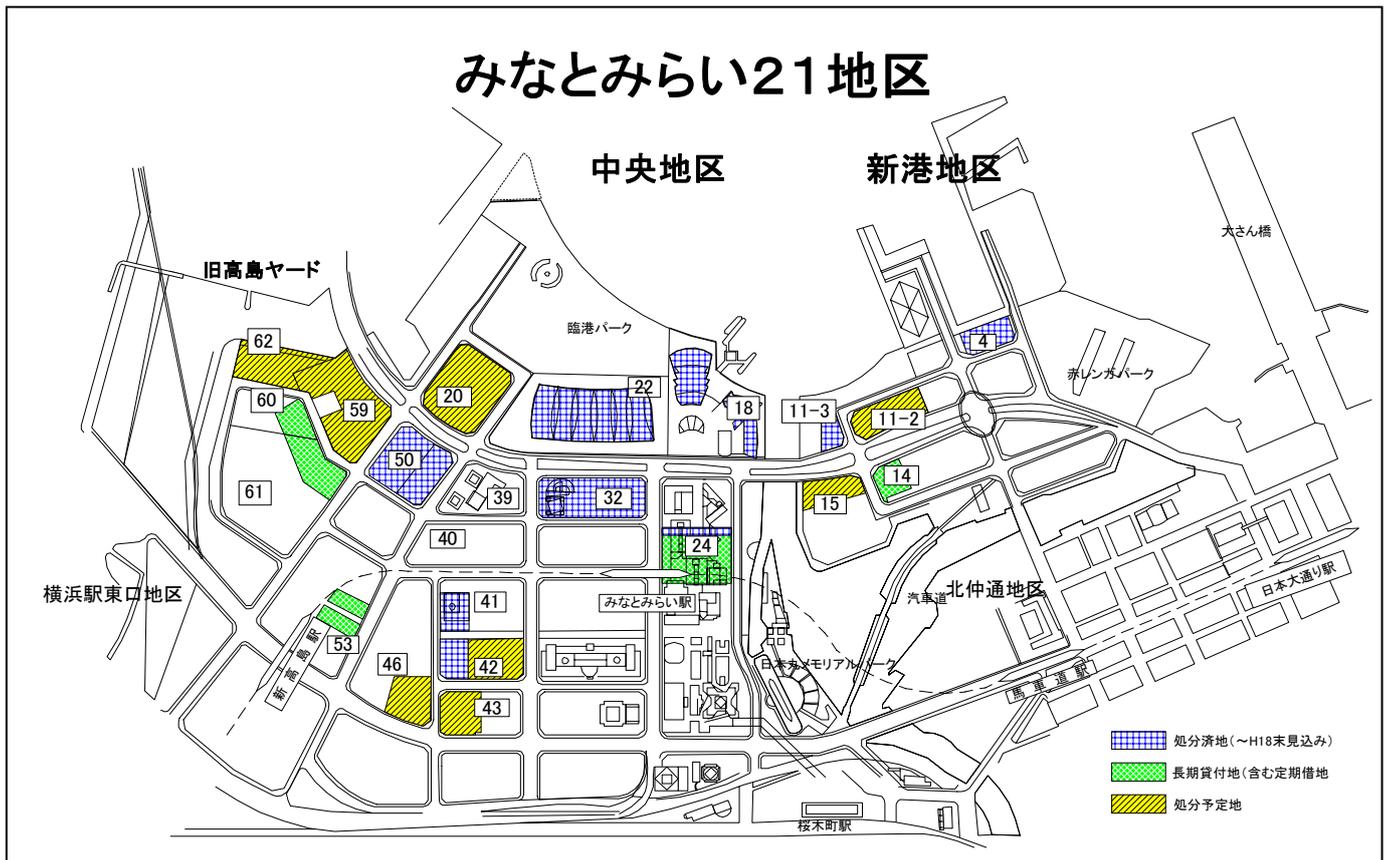
土地処分・活用に向けた状況については、53街区（GENTO YOKOHAMA）0.7ヘクタール及び61街区（横浜F・マリノスクラブハウス等）0.9ヘクタールにおいて10年間の事業用借地による貸付契約を締結しました。また、土地の売却については、平成17年度に4街区の公募を行い、事業予定者が決定しました。なお、平成16年度に公募を行いましたでしたが、契約に至らなかった42街区については、平成18年度に再度公募を行い、事業予定者が決定しました。

◎臨海部土地造成事業収支表

(単位：億円)

支出項目	計画事業費	H17までの実績	収入項目	H17までの実績
		(99%)		
工事費	975	961	土地売却収入(※1)	527
補償費	402	402	土地貸付権利金	307
管理費	120	104	土地貸付収入	26
公債諸費	813	663	その他収入(※2)	284
合計	2,310	2,130	収入合計	1,144

※1 分割払いによる未入金分を含む ※2 外貨債による為替差益等



(3) 金沢木材港埋立事業

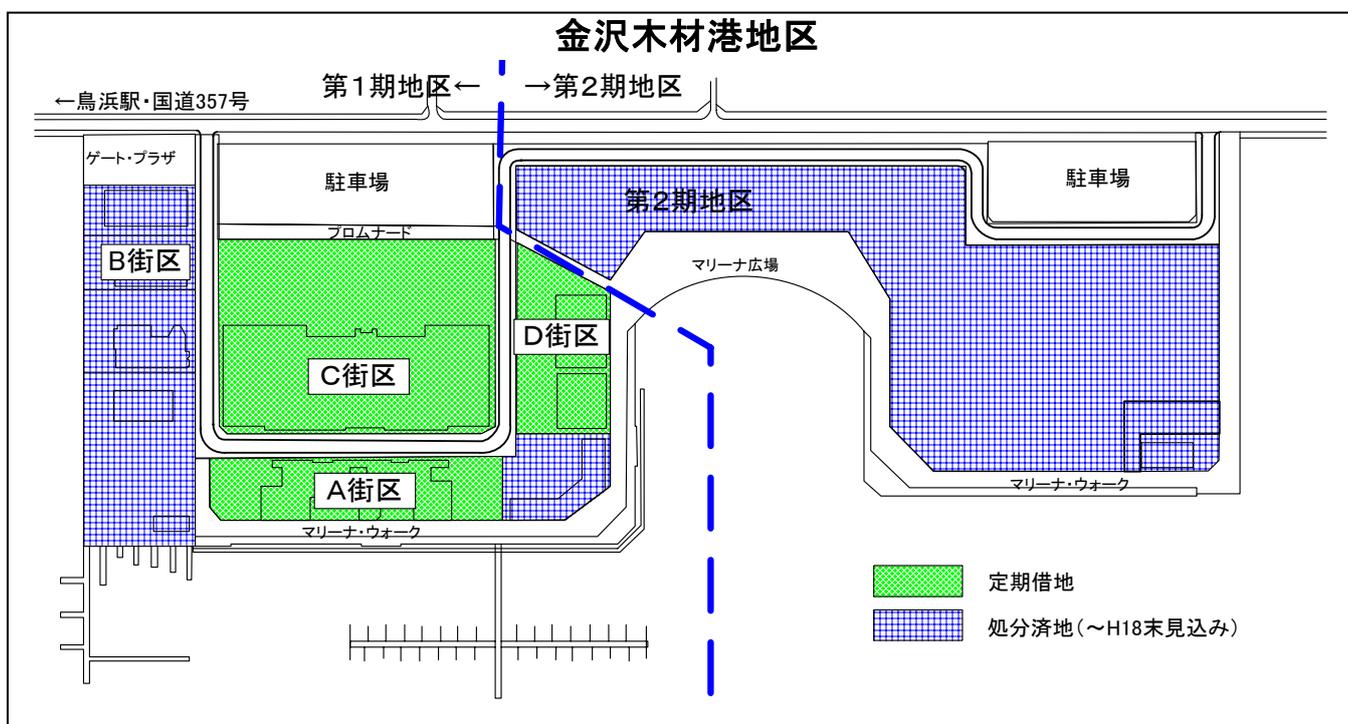
用地造成及び道路・緑地等の基盤整備は、緑地整備の一部を除き概ね完了しており、平成17年度末で進捗率は97%となりました。

土地処分等については、イーストハウス拡張用地（横浜ベイサイドマリーナ）0.1ヘクタール及び2期地区の3.7ヘクタール（宿泊・アミューズメント等複合施設）の売却を行いました。また、保有しています1期地区3.2ヘクタールは、事業用借地により平成9年度から貸し付けを行っています。この結果、金沢木材港地区の処分予定地9.0ヘクタールについては、全域が活用されました。

なお、1期地区の事業用借地契約については、5年間の期間延長（～平成25年3月）の変更契約を締結しました。

(単位：億円)

支出項目	計画事業費	H17までの実績	収入項目	H17までの実績
		(97%)		
工事費	148	144	土地売却収入	102
管理費	28	23	土地貸付収入	11
公債諸費	29	29	その他収入	47
合計	205	196	収入合計	160



(4) 新山下町貯木場埋立事業

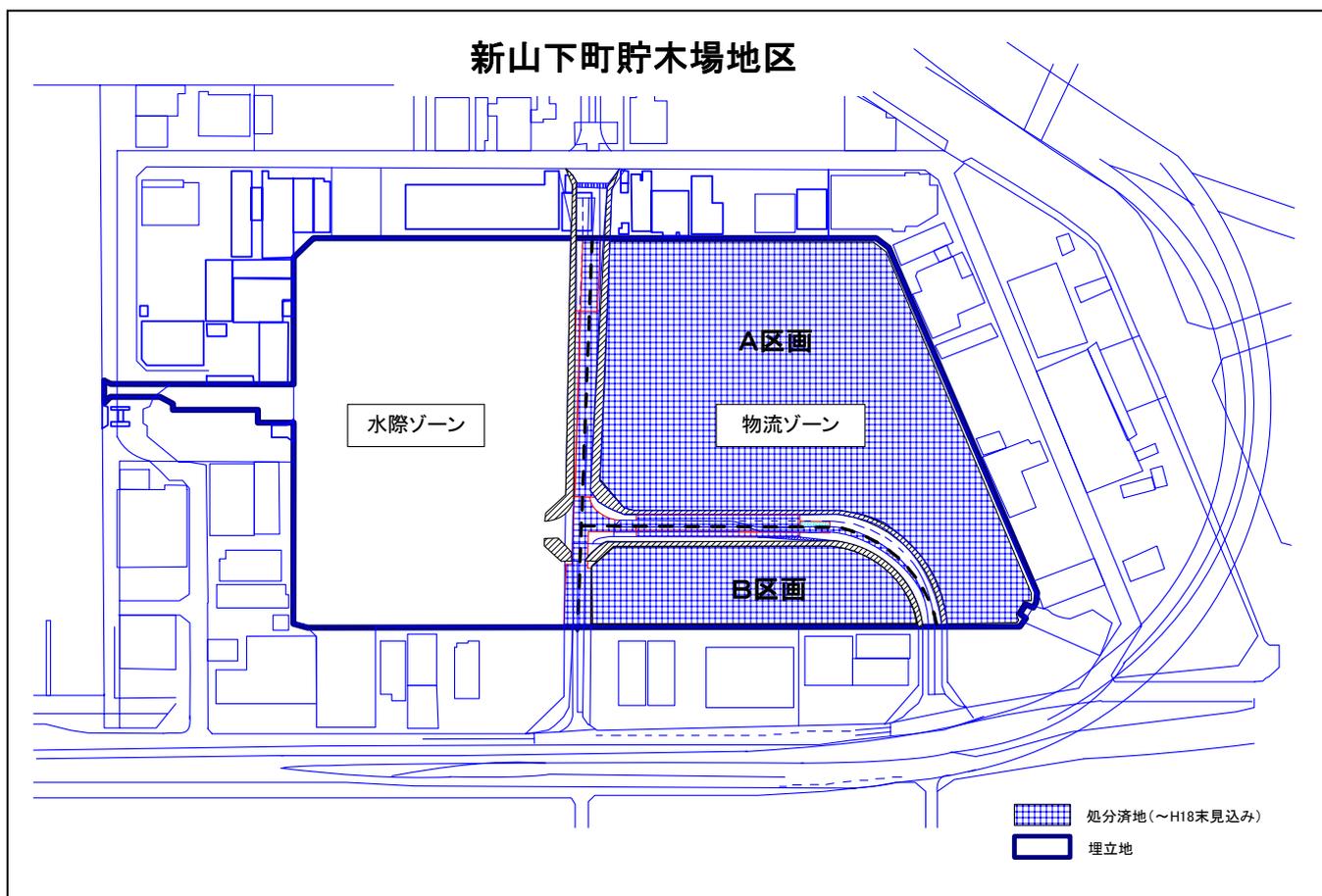
用地造成及び道路・下水等の基盤整備は、水際ゾーンの基盤整備を除き整備を完了しました。

土地の処分については、物流ゾーン全域の処分を目標に平成17年度から公募を開始し、平成17年度には、0.9ヘクタールを売却しました。残り3.8ヘクタールについては、平成18年2月に事業予定者が決定しました。

また、物流ゾーンの分譲にあたっては、大規模区画での需要が見込まれることから、予定していた区画道路の整備を取りやめるなど、土地利用計画の見直しを行い、売却面積の拡大及び整備費用の縮減を図りました。

(単位：億円)

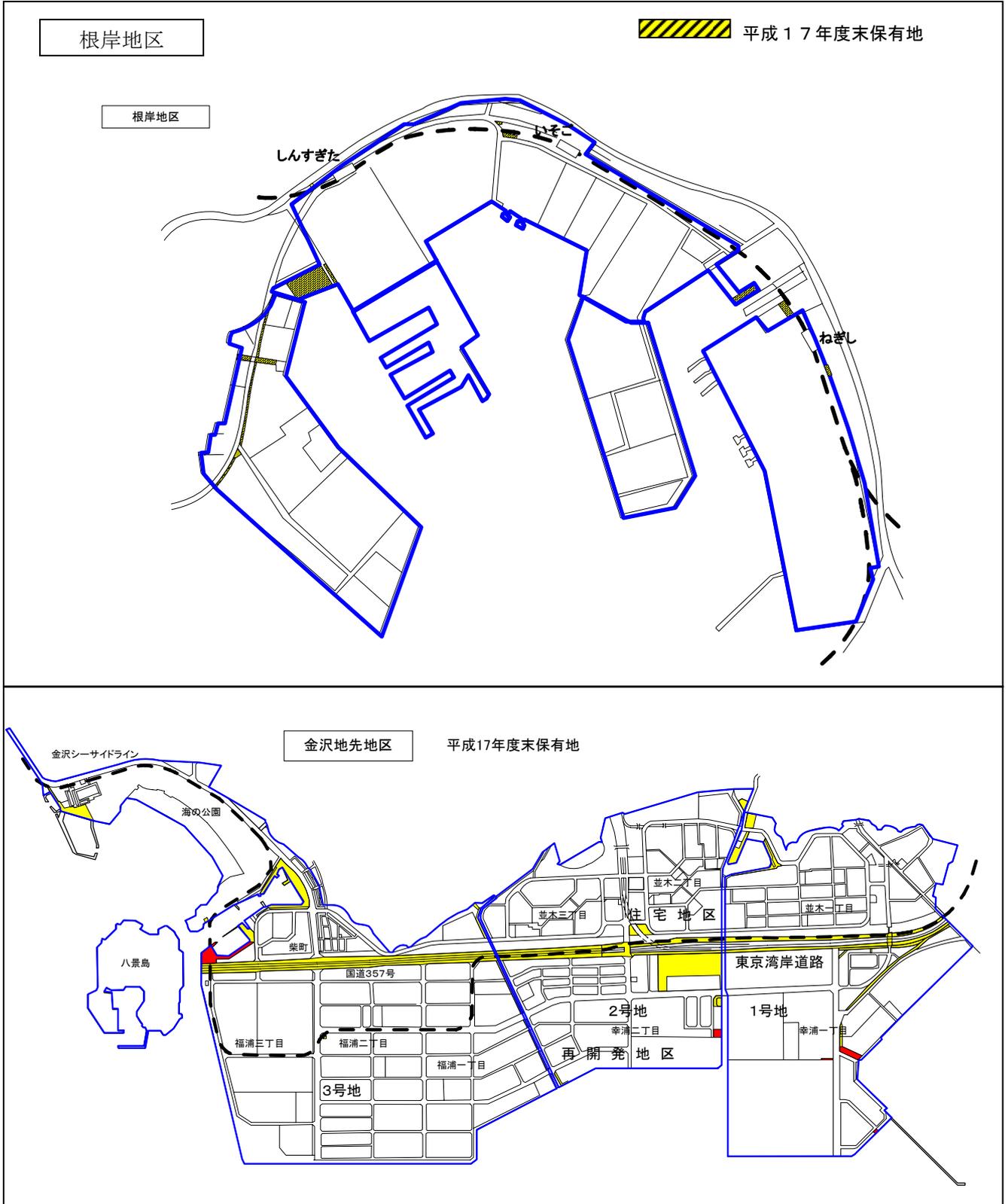
支出項目	計画事業費	H17までの実績	収入項目	H17までの実績
		(64%)		
工事費	36	23	土地売却収入	20
管理費	11	10	土地貸付収入	—
公債諸費	3	3	その他収入	20
合計	50	36	収入合計	40



※売却予定地については現在土地利用計画検討中のため未確定となっています。

(5) 完成土地

平成16年度には28.7ヘクタール、平成17年度には1.9ヘクタールの処分を行い、保有地面積は平成17年度末には41.6ヘクタールとなりました。関係局等と協議を進めており、平成18年度には全保有地の処分を完了する予定です。



3 第2次中期財政プラン

(1) 基本方針

近年、みなとみらい21地区における地価の上昇、物流エリアの地価の下げ止まりや、市場金利が想定よりも低く推移するなど、「第1次中期財政プラン」策定時から社会経済情勢に変化が見られます。

このような状況の中で、土地の需要についても企業の不動産開発の活性化など回復の傾向が見られ、第1次中期財政プラン策定時に比べ土地処分促進の環境が整いつつあります。

このような環境変化に的確に対応し、埋立事業会計の運営を行っていくため、「第1次中期財政プラン」の基本方針を継続した「第2次中期財政プラン」を策定し、プランを着実に実行することにより、会計の健全化に引き続き取り組んでいきます。

<基本方針>

埋立事業会計を取り巻く環境の変化に的確に対応し、積極的に土地処分を進め、借換債の発行を抑制することにより公債諸費の負担を抑え、会計の健全化に取り組んでいきます。

なお、引き続き、臨海部における用地需要に対応し、港湾機能の充実、都心部機能の強化などを図るとともに、公共建設発生土の安定的な受入れや廃棄物の処分に貢献していきます。

(2) 会計健全化の目標

平成22年度までの経営目標として、次の2指標を掲げ、その達成に取り組んでいきます。

ア 土地処分率 80%以上

積極的な処分を進め、『土地処分率』を80%以上とします。

なお、第1次中期財政プランでは、地区の賑わいの創出及び収入の確保を図る観点から「土地活用率」を数値目標としていましたが、第2次中期財政プランでは、企業の不動産開発が活性化している状況から、売却機会を逸することなく処分を積極的に進め、収入を確保することにより借換債の発行を抑制することが重要であり、定期借地等を除いた実質的な売却収入となる「土地処分率」を数値目標としました。

$$\text{土地処分率} = \frac{\text{処分面積（売却＋長期貸付地の権利金相当分）}}{\text{処分予定面積}}$$

◎ 土地の処分状況

	処分予定面積	～H18末（見込み） （第1次中期財政プラン）		～H22末 （第2次中期財政プラン）	
		処分面積	処分率	処分面積	処分率
みなとみらい21	25.7ha	12.4ha	48%	20.9ha	81%
南本牧（※）	14.4ha	11.4ha	79%	14.4ha	100%
金沢木材港	9.0ha	5.8ha	65%	5.8ha	64%
新山下町貯木場	7.7ha	5.2ha	67%	5.8ha	75%
合計	56.8ha	34.8ha	61%	46.9ha	83%

※：南本牧の処分予定面積については、竣工済（第1ブロック）部分

イ 企業債の着実な償還

・土地処分等で償還する企業債残高  1,300億円以下

積極的な土地処分に加え、引き続き、事業費の圧縮に努めることにより、借換債の発行を抑制し、1,300億円以下に削減します。

◎ 平成22年度末 企業債未償還残高見込み (単位：億円)

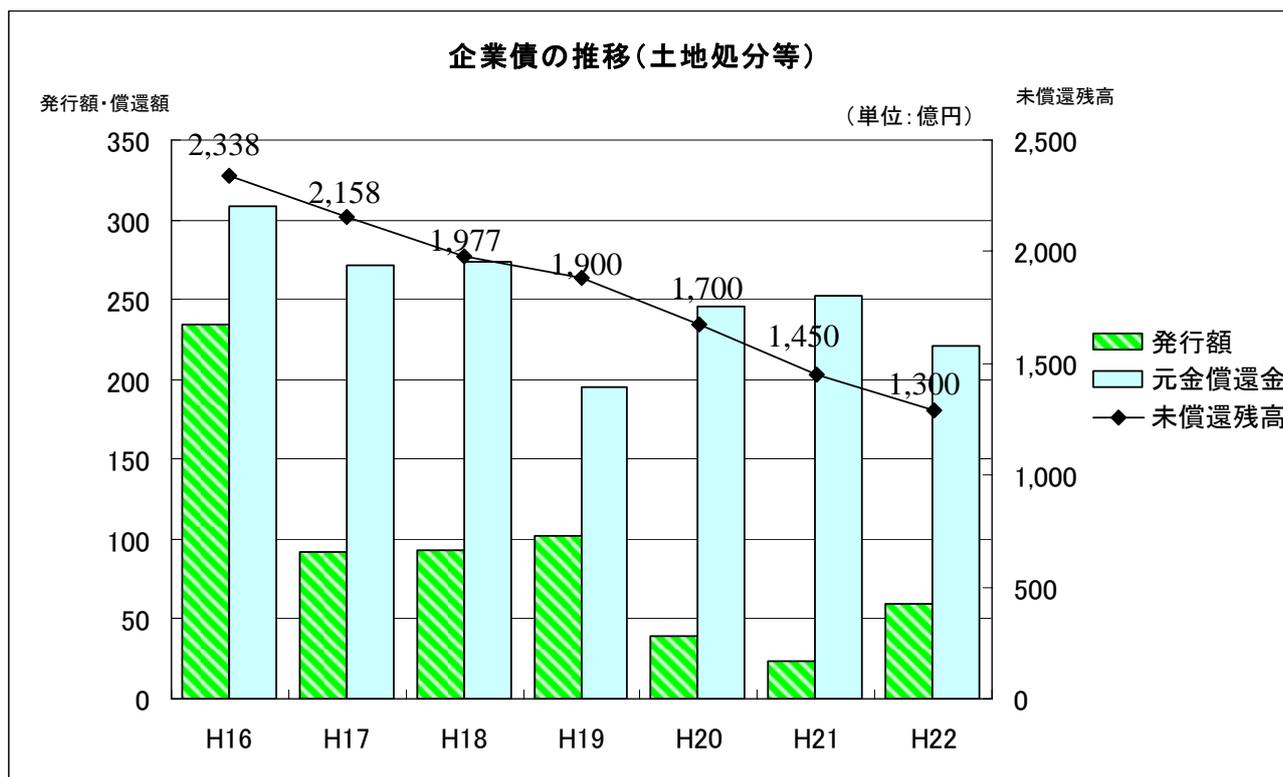
	MM21	南本牧	金沢木材港	新山下	合計
未償還残高	509	1,686	0	0	2,195
うち土地処分等で償還	497	791	0	0	1,288

※ 金沢木材港については平成19年度、新山下町貯木場については平成20年度をもって償還が終了します。



平成18年度末企業債未償還残高見込み (単位：億円)

	MM21	南本牧	金沢木材港	新山下	合計
未償還残高	1,046	1,897	12	1	2,956
うち土地処分等で償還	1,025	939	12	1	1,977



4 会計健全化に向けた取組

(1) 土地処分の促進

企業の不動産開発が活性化している現状から、埋立事業会計における売却可能な処分予定地の多くを占める『みなとみらい21地区』を重点的に積極的な処分を進めます。

平成19年度から平成22年度までに、『みなとみらい21地区』で8.5ヘクタール、南本牧第1ブロックの売却予定地の全域及び新山下町貯木場地区水際ゾーンの一部について処分を行います。

◎ 土地の年度別処分計画

地 区	平成19年度 処分予定面積	平成20年度 処分予定面積	平成21年度 処分予定面積	平成22年度 処分予定面積	計
M M 2 1	1.3ha	2.9ha	1.6ha	2.7ha	8.5ha
南 本 牧		1.5ha	1.5ha		3.0ha
新 山 下				0.65ha	0.65ha
合 計	1.3ha	4.4ha	3.1ha	3.35ha	12.15ha

【企業が進出しやすい環境づくり】

みなとみらい21地区では、「企業立地促進条例」を活用するとともに、敷地規模の設定についても企業ニーズに合わせるなど、柔軟に対応し処分の促進を図ります。

企業立地促進条例	①固定資産税・都市計画税を5年間1/2 ②上限50億円の助成金交付（1地域・1企業）
----------	---

【積極的な企業誘致活動】

土地需要に回復の兆しが見られることから、公募に際しての説明会や企業アンケートなど様々な場や機会を通じて企業ニーズや進出意欲のある企業の把握に努め、関係局と連携した積極的・効果的な企業誘致を行っていきます。

なお、公募の状況や優遇制度、開発事例等の情報を、横浜港臨海部に進出を計画している企業等に、幅広くかつ迅速に提供できるようホームページを開設しています。

(2) 土地売却収入の確保

土地処分にあたり、事業内容等の評価に明らかな差がつかないなどの理由から複数の事業予定候補者が選定された場合には、価格競争の導入を図るなど、売却収入の増に努めます。

(3) 管理運営費の縮減

保有地を積極的に処分することにより、平成17年度対比で、管理運営費の約60%縮減を目指していきます。

◎ 事業費の変更

以上の取組等により、次のとおり事業費を変更します。

(埋立事業終了までにかかる総事業費)

(単位：億円)

	第1次中期プラン	第2次中期プラン	増△減	備 考
みなとみらい21	2,310	2,276	△34	「港湾整備事業」は含んでいません。
工事費	975	964	△11	
補償費	402	402	0	
管理費	120	121	1	
公債諸費	813	789	△24	
南 本 牧	3,430	3,353	△77	「公共建設発生土受入事業」・「第2ブロック廃棄物処分場建設費」は含んでいません。
工事費	1,516	1,515	△1	
補償費	189	189	0	
管理費	47	43	△4	
公債諸費	1,678	1,606	△72	
金沢木材港	205	205	0	
工事費	148	148	0	
管理費	28	28	0	
公債諸費	29	29	0	
新山下町貯木場	50	55	5	
工事費	36	39	3	
管理費	11	13	2	
公債諸費	3	3	0	
合 計	5,995	5,889	△106	

5 計画期間における収支見直し

平成19年度から平成22年度の収支見込について、以下の様に見込みました。

(1) 事業活動による資金収支

土地売却収入については、売却可能な処分予定地の多くを占める“みなとみらい21地区”の処分を早期に行うことが埋立事業会計の健全化には不可欠であり、同地区のみで8.5ヘクタールの処分を計画しています。このほか、南本牧地区-第1ブロックにおける保有地の全てを処分することなどにより、718億円の収入を見込みました。なお、金沢木材港地区については、第1期地区のうち3.2ヘクタールは事業用定期借地の貸付期間を平成24年度まで延長したことから、同地区の計画期間中における売却を見込んでいません。

その他の収入としては、みなとみらい21地区、金沢木材港第1期地区等の貸付料、南本牧第5ブロック負担金等として252億円の収入を見込んでいます。

支出に関しては、土地処分にあわせた基盤整備に要する工事費25億円、保有地の維持管理費25億円を見込んでいます。なお、計画期間中に発生します公債諸費（企業債利息等）については、175億円と見込んでいます。

(2) 財務活動による資金収支

企業債の償還については、平成19年度から平成22年度の4か年で「土地処分等で償還すべき企業債」が914億円あり、市税等で償還する企業債と合わせ、1,184億円の償還を行う必要があります。

一方、企業債の発行については、新規事業債の発行は行いませんが、計画期間終了後の償還等も踏まえながら売却収入等で得られる資金を効率的に運用するとともに、資金需要に対応できるような一定程度の借換債発行を行っていきます。【432億円（うち土地処分等で償還225億円）】

○ 臨海部土地造成事業

(単位：百万円)

	第1次プラン (H16~H18)	第2次中期財政プラン				H19~H22	
		H19	H20	H21	H22		
事業活動による資金の増減							
土地処分収入	62,126	12,294	21,669	19,194	18,694	71,851	
その他収入	4,731	3,217	7,287	7,344	7,381	25,229	
工事費	△6,887	△378	△658	△178	△1,279	△2,493	
管理費	△3,143	△1,057	△607	△484	△362	△2,510	
公債諸費	△20,747	△4,943	△4,571	△4,144	△3,795	△17,453	
小計	36,081	9,133	23,120	21,732	20,640	74,625	
財務活動による資金の増減							
企業債発行	(46,174)	(10,177)	(3,942)	(2,369)	(5,996)	(22,484)	
	85,160	15,000	7,500	5,637	15,100	43,237	
【会計内流用】	【8,500】	【0】	【0】	【0】	【△2,000】	【△2,000】	
企業債償還	(△87,450)	(△19,495)	(△24,570)	(△25,206)	(△22,114)	(△91,385)	
	△126,436	△24,497	△28,826	△28,967	△36,067	△118,357	
小計	△32,776	△9,497	△21,326	△23,330	△22,967	△77,120	
当年度資金収支	3,306	△364	1,794	△1,598	△2,327	△2,495	

※ 企業債及び企業債償還の()内は、土地処分等で償還すべき金額です。

6 第2次中期財政プランの策定における健全化の見通し

第1次中期財政プランの実績及び社会経済情勢を踏まえた土地処分計画・土地売却収入、企業債発行利率などについて見直した結果、埋立事業会計全体の収支見通しは、以下のようになりました。

土地処分収入の見込みですが、みなとみらい21地区については、近年、地価上昇の傾向が見られることから今後の処分予定単価を上方修正するとともに、土地需要の上昇傾向から積極的な処分を行い収入の確保を図ります。一方、その他の地区については、地価の下げ止まり傾向は見られるものの、第1次中期財政プランで見込んでいました地価を下回る状況です。これらの状況から、みなとみらい21地区については増収となりますが、事業中の4地区全体としては、第1次中期財政プランにおける土地処分収入の見込みを93億円下回ることとなります。

また、公債諸費（企業債の利息等）については、景気は緩やかな拡大を続けると予測されていることから中・長期的には金利の上昇を見込んでおりますが、平成16年度以降の企業債発行における金利が第1次中期財政プランの予測よりも低金利で推移したことや土地の早期売却を進めることによる借換債の発行抑制などにより、第1次中期財政プランに比して96億円の減となります。

この結果、各事業における収支見通しは、南本牧埋立事業を除き、収益を確保できるものと想定され、埋立事業会計全体としての収支見通しは、収支不足額591億円となり、第1次中期財政プランで明らかにしました一般会計からの支援は、同水準で対応可能な計画となりました。

◎ 埋立事業会計南本牧事業収支見通し

(単位:億円)

第1次中期財政プラン			
支出項目		収入項目	
工事費	1,516	土地売却収入	526
補償費	189	第5ブロック負担金	1,375
管理費	47	雑収入	222
公債諸費	1,678		-
支出合計	3,430	収入合計	2,123
		南本牧収支不足額	△1,307
		会計内他事業利益	A 715
		埋計収支不足額	△592

第2次中期財政プラン			
支出項目		収入項目	
工事費	1,515	土地売却収入	399
補償費	189	第5ブロック負担金	1,340
管理費	43	雑収入	215
公債諸費	1,606		-
支出合計	3,353	収入合計	1,954
		南本牧収支不足額	△1,399
		会計内他事業利益	B 808
		埋計収支不足額	△591

	第1次中期財政プラン			
	完成土地	MM21	金沢木材	新山下
事業費	—	2,310	205	50
事業収入	—	2,321	216	148
利益	595	11	11	98
会計内他事業利益	A	715		

	第2次中期財政プラン			
	完成土地	MM21	金沢木材	新山下
事業費	—	2,276	205	55
事業収入	—	2,365	209	135
利益	635	89	4	80
会計内他事業利益	B	808		

○ 土地売却収益(収入)の減と公債諸費(支出)の減 土地売却収益

	南本牧	MM21	金沢木材	新山下	計
第1次中期財政プラン	526	1,943	162	132	2,763
第2次中期財政プラン	399	2,016	140	115	2,670
					第1次と第2次中期財政プランとの差 △93

公債諸費

	南本牧	MM21	金沢木材	新山下	計
第1次中期財政プラン	1,678	813	29	3	2,523
第2次中期財政プラン	1,606	789	29	3	2,427
					第1次と第2次中期財政プランとの差 △96

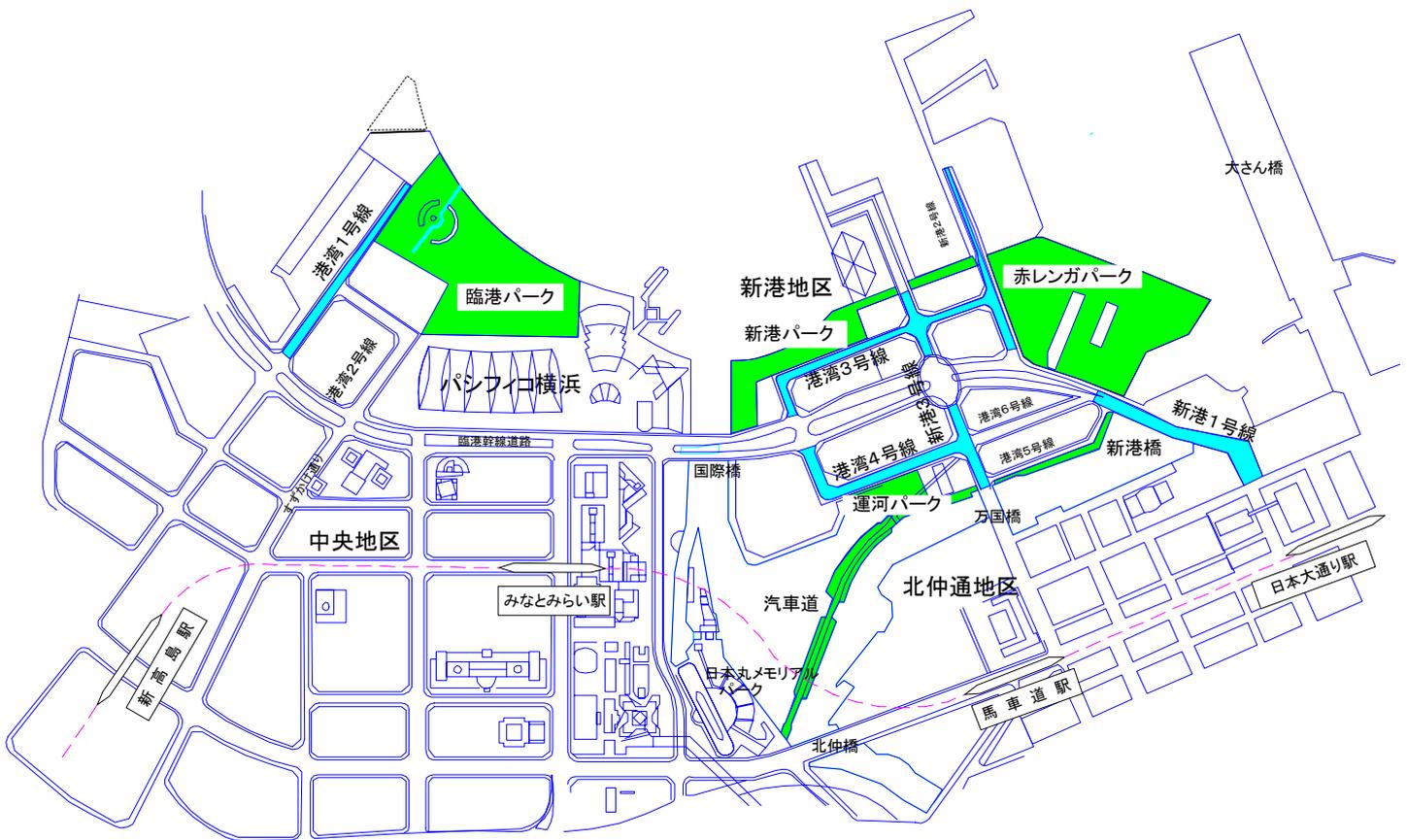
《参考》 一般会計が負担する経費

(1) 港湾整備事業（みなとみらい21埋立事業）

港湾整備事業とは、港湾管理者が港湾法等に基づき国からの補助金などにより、港湾関連施設（港湾1号線等の臨港交通施設、臨港パーク等の緑地）の整備を行う事業です。この事業は、本来、一般会計で行うものですが、みなとみらい21地区内については、埋立事業会計の中で整理しています。当該事業に係る市債の元利償還にあわせて一般会計から補助金を受け入れています。

《みなとみらい21港湾整備事業エリア図》

みなとみらい21地区



(2) 第5ブロック 廃棄物最終処分場（南本牧埋立事業）

市内から排出される廃棄物は、現在、神明台処分地と南本牧第2ブロックの市内2箇所の処分場において受入れを行っています。徹底したごみの減量・リサイクルや、既存処分場の延命化を図っても、平成26年度には新たな最終処分場が必要な状況となっています。長期的かつ安定した処分場を確保するため、埋立事業会計所管の第5ブロックの一部（31.1ha）について、新たに廃棄物最終処分場とすることとし、平成26年度以降、概ね50年間供用することとしています。

廃棄物処分場として長期間使用することにより、埋立事業会計において土地処分することが困難となるため、当該エリアについては一般会計で所管することとし、処分場として活用する既存護岸（下図網掛け部分）の建設費相当額を一般会計が負担します。

《南本牧第5ブロック最終処分場エリア図》

